

大学スポーツ総合支援事業委託要項

制定 令和8年5月12日
一般社団法人大学スポーツ協会

1. 趣 旨

「大学スポーツ」は、単に一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、多くの学生にとっても大学スポーツを通じ健康の維持増進や社会的スキルの獲得といったスポーツの価値・効用を得ることができる貴重なものである。また、大学は、豊富なスポーツ資源(人材、施設、知識など)を有し、これらを活用することで、国民の健康増進や地域・経済の活性化、共生社会の実現等の社会的諸課題への解決に資する可能性をもっている。こうした大学スポーツの潜在価値を引き出し、大学スポーツそのものの裾野の拡大と振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進することが重要である。

本事業では、各取組を通じてモデル的な事例の創出・支援を行い、その成果を広く横展開することにより、大学スポーツ資源を活用した取組の普及を図り、大学スポーツを「する」「みる」「ささえる」学生を増やすことを目的とする。

2. 事業の内容

下記の項目(1)～(3)について事業をそれぞれに委託する。

(1) 学生主体の運営向上事業

「大学スポーツの価値向上・認知向上」の取組を重点的に推進するため、地域連携を基盤とした「応援される大学スポーツ」への転換を目指すモデル事業を、大学が主体者として実施。

(2) 大学生指導員の養成・確保に関する実証事業

地域スポーツクラブ活動における大学生指導員の養成・確保に資するため、中学生年代への指導のあり方について、大学において外部有識者による研修講義を実施し、受講した学生が卒業後も継続して、地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築する実証事業を大学が主体者として実施。

(3) 大学スポーツによる地域振興等の推進事業

大学の有する豊富なスポーツ資源(人材、施設、知識など)を有機的複合的に活用し、自治体や協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域の組織・団体とも十分に連携・協力し、各地域や学内の現況に即した課題を解決する持続可能なモデル事業を大学が主体者として実施。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、国公立大学又は短期大学（以下「大学」という。）とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は契約締結日から委託契約書に定める日までの間とする。

5. 委託手続

- (1) 大学が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書（別添1）をスポーツ庁から本事業の執行を委託された一般社団法人大学スポーツ協会（以下「UNIVAS」という。）に提出すること。
- (2) UNIVAS は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、大学と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) UNIVAS は、予算の範囲内で事業に要する人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、一般管理費、再委託費を委託費として支出する。
- (2) 以下の経費は対象としない。
 - ア 契約期間外に使用した経費
 - イ 国や自治体から同一事業に対して補助金、委託費等が支給されている場合、又は、支給を予定されている場合の事業経費
 - ウ 外部資金（企業協賛金、参加費等）によって賄われる経費
 - エ 委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
 - オ 営利のみを目的とした経費
 - カ 親睦を深めるための交際経費
 - キ 実施するイベントにおける景品等の購入費
 - ク クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
 - ケ 会食費、弁当代等の飲食費
 - コ 本事業における資金調達に必要となった利子
 - サ その他本事業と無関係と思われる経費
- (3) 本事業の委託を受けた大学（以下、「受託者」という。）が本事業により得た収益は、本事業に要する経費に充当すること。
- (4) UNIVAS は、受託者が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。また、受託者の関連会社等に再委託する場合は、再委託先の利益控除を適切に行うよう留意すること。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）等することはできない。

8. 事業完了（廃止）の報告

受託者は、本事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約満了日のいずれか早い日までに、UNIVASに提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) UNIVASは、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 著作権等

本事業の実施に伴い、受託者（職員を含む。）が創作行為を行ったことにより、受託者が有することとなった著作権（著作者の権利（人格権及び財産権）並びに著作隣接権（人格権及び財産権）。以下同じ。）のうち財産権については、スポーツ庁に帰属する（受託者がスポーツ庁に譲渡する。）ものとする。また人格権については、行使しないものとする。

なお、本事業の実施に伴い受託者以外の者が著作権を有し得る場合においては、UNIVAS及びスポーツ庁と受託者が別途協議して定めるものとする。

11. その他

- (1) UNIVAS及びスポーツ庁は、受託者が実施する事業の内容が、本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) UNIVASは、本事業の実施に当たり、受託者等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) UNIVAS及びスポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況

について、実態調査を行うことができる。

- (4) 受託者は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 受託者等が、本事業の実施に活用する個人情報は、受託者の責任の下、法令を遵守し取り扱わなければならない。
- (6) 受託者は、本事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁の委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。